

○経済産業省令第三十号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣 齋藤 健

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(監督の方法)

第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。

一 特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。

二 特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定工事の作業を監督すること。

三 特定工事の施工場所又は事務所その他の適

(監督の方法)

第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。

一 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。

二 特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督すること。

三 特定工事の施工場所において、特定ガス消

切な業務場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。

四 前三号の規定により事務所その他の適切な業務場所において指示、監督及び確認（以下「指示等」という。）を実施するに当たっては、特定工事の施工場所における指示等の実施と同等の効果を有するよう適切な情報通信技術を用いること。

費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。

〔新設〕

(公示等) 第五条 経済産業大臣は、次の表の上端に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならぬ。 [略] [略] 2 [略]	(公示等) 第五条 経済産業大臣は、次の表の上端に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならぬ。 [略] [略] 2 [略]
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。